

船橋市教育・保育施設等の設置に関する庁内審査会議運営要綱

(設置の目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「教育・保育施設等」という。)の設置の必要性等を審査するため、船橋市教育・保育施設等の設置に関する庁内審査会議(以下「審査会議」という。)を設置する。

(審査対象)

第2条 審査会議では、次に掲げる事項を審査対象とする。

- (1) 教育・保育施設等の設置
- (2) 教育・保育施設等の定員変更を伴う施設整備
- (3) その他必要と認める事項

2 前項に掲げる事項のほか、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業であって、審査会議で審査することが必要と認められる場合は、審査対象とすることができる。

(審査事項)

第3条 審査会議は、前条の審査対象に関し、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 数量的、地域的な必要性

子ども・子育て支援事業計画との整合及び該当地域の需要や周辺施設の利用状況等の個別の実情を踏まえ、教育・保育施設等の設置等の必要性を審査する。

- (2) その他必要と認める事項

基準条例等との適合性、設置者又は設置しようとする者の経済的基礎や資金計画の適格性、教育・保育施設等の実施事業や提供するサービス等について、審査会議により審査することが適当と認められる事項について審査する。

2 前項による審査を行った後に、教育・保育施設等の設置等にかかる計画に変更が生じる場合で、必要と認められる事項については、あらためて審査会議で審査する。

(組織)

第4条 審査会議は、別表に掲げる職にある者をもって行う。

(審査会議の事務)

第5条 審査会議の事務は、設置認可事務所管課において所掌する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

健康福祉局長
地域子育て部長
こども政策課長
保育運営課長
保育入園課長
その他必要と認められる者